

1. ご利用にあたって

1

サービス概要

1.1 サービス内容

項目	内容	説明
対象取引	仕向送金	・外国送金および国内宛て外貨建送金がお取扱可能です。 ・送金小切手はお取扱できません。
お取引内容	依頼内容の入力	・仕向送金のお申込にあたり、依頼内容を事前に入力し、申込書を作成することができます。 ・実際の送金お申込時は、お取引店までご来店いただく必要があります。
	申込書の作成	
ご利用条件	池田泉州銀行に口座をお持ちのお客さま	・ご利用申込やID登録は不要です。 ・非居住者のお客さまもご利用いただけます。 ・現金での送金はお取扱できません。
ご利用可能端末	PC	ご自宅やオフィスのPCに加え、外出先などからスマートフォンやタブレットでもご利用いただけます。
	スマートフォン・タブレット	
お取扱店舗	外国送金取扱店	・お客さまの取引店以外でも、お近くの外国送金取扱店からお申込いただけますが、お取引店を選択いただきますとスムーズなお手続きが可能です（入力画面から選択いただけます）。 ・お取引店が外国送金取扱店でない場合、お近くの外国送金取扱店をご選択ください。 ・外国送金の取扱店は、池田泉州銀行のホームページなどでご確認ください。

1.2 サービスご利用時間

項目		内容
サービス利用可能時間		金融機関営業日の8:00~23:00※ ¹
取引入力時限※ ²	海外向け 国内向け	送金希望日3営業日前の23:00まで
営業店窓口受付時間		金融機関営業日の9:00~15:00

※1：休祝日、および12月31日~1月3日を除く月曜日~金曜日（金融機関営業日）にご利用いただけます。（システムメンテナンス等により、一時的にサービスを休止することがあります。）

※2：お客さまのご依頼内容の入力時限です。池田泉州銀行にて送金内容の確認後、お電話で来店のご案内をさせていただきます。その際、ご来店日時を承りますのでご予約のうえご来店ください。

2

取扱通貨について

通貨	個人・個人事業主のお客さま	法人のお客さま
日本円	○	○
アメリカ・ドル	○	○
ユーロ	○	○
スターリング・ポンド	○	○
カナダ・ドル	○	○
オーストラリア・ドル	○	○
スイス・フラン	○	○
ニュージーランド・ドル	○	○
デンマーク・クローネ	○	○
ノルウェー・クローネ	○	○
スウェーデン・クローネ	○	○
香港ドル	○	○
シンガポール・ドル	○	○
タイ・バーツ	○	○
インドネシア・ルピア	○	○
マレーシア・リンギット	○	○
フィリピン・ペソ	○	○
ベトナム・ドン	○	○
中国元	×	○
台湾ドル	○	○
韓国ウォン	○	○

3

ご利用可能環境について

外国送金事前申込サービスをご利用いただくためには、ご利用可能な環境を準備いただく必要があります。

- インターネット経由のメールが受信できるメールアドレスをお持ちであること。
- OS とブラウザ（インターネットに接続するソフト）のバージョンは外国送金事前申込サービスのホームページ（https://www.sihd-bk.jp/personal/service/advance_app/）をご参照ください。
- PDF 形式ファイルをご閲覧いただくには、アドビ システムズ社の「Adobe Reader」が必要です。

4

適用相場について

■為替予約のご指定がある場合は、為替予約の相場を適用します。

■為替予約のご指定がない場合は、以下の相場を適用します。

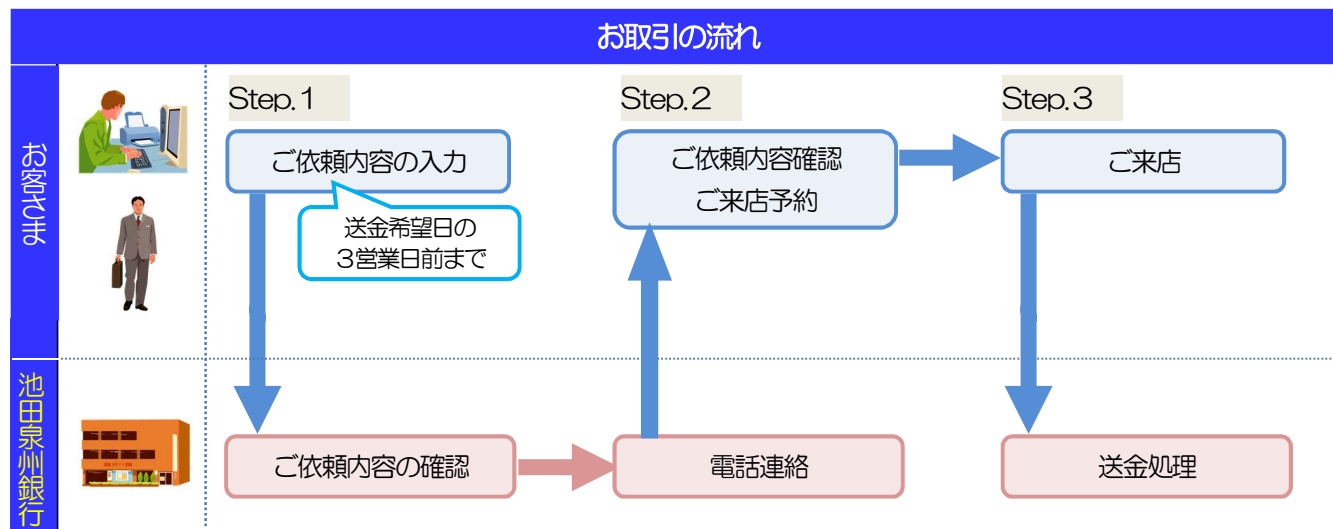
通貨	店頭での依頼書受付日時	取扱金額	適用相場
アメリカ・ドル ユーロ スターリング・ポンド カナダ・ドル オーストラリア・ドル スイス・フラン ニュージーランド・ドル デンマーク・クローネ ノルウェー・クローネ スウェーデン・クローネ 香港ドル シンガポール・ドル タイ・バーツ 中国元 韓国ウォン	送金希望日前営業日の 15:00 まで	—	送金希望日における池田泉州銀行所定の外国為替相場（公表相場）※1
	送金希望日当日の 15:00 まで	10 万米ドル相当額未満	送金希望日における池田泉州銀行所定の外国為替相場（公表相場）
		10 万米ドル相当額以上	市場実勢相場による個別仕切り値
上記以外の取扱通貨	送金希望日前営業日の 15:00 まで	—	市場実勢相場による個別仕切り値

※1：送金希望日（送金取組日）を店頭受付日より先日付とした場合は、原則送金取組日における池田泉州銀行所定の外国為替相場（公表相場）が適用されます。

5

お取引の流れ

仕向送金のお申込にあたっては、依頼内容を事前入力したのち、申込書など必要書類を添えてお取引店までご来店ください。



- 依頼内容の入力後は、銀行営業時間（平日 9：00～15：00）にご来店のうえ申込手続きを行ってください。
- ご来店時は以下のものをお持ちください。

お持ちいただくもの	説明	備考
申込書	「仕向送金申込書兼告知書」を印刷のうえお持ちください。	・ 窓口で印刷することもできますので、その場合は「依頼番号」をお伝えください。 ・ 「依頼番号」は入力操作が完了した時点で画面に表示されます。》》》 P.31 参照
通帳	お取引口座の通帳をお持ちください。	通帳式以外の口座の場合は不要です。
お届け印	ご捺印済の申込書をお持ちいただいてもお取扱可能です。	但し、ご依頼内容の不備などにより申込書の記載内容を訂正する場合は、お届け印が必要となります。
個人番号カードまたは通知カード	個人・個人事業主のお客さまで個人番号（マイナンバー）のお届けがお済みでない方は、左記のいずれかをお持ちください	
住民票の写しまたは住民票記載事項証明書		個人番号の記載があるもの
法人番号指定通知書	法人のお客さまで法人番号のお届けがお済みでない方は、左記のいずれかをお持ちください。	
国税庁ホームページでの法人番号確認画面の写し		6 か月以内のもの
本人確認書類	個人・個人事業主のお客さまは、運転免許証やパスポートなど、顔写真入りの確認書類をお持ちください。	
その他書類	インボイス（商業送り状）、契約書、請求書、船荷証券、輸入許可通知書、原産地証明書など	「マネー・ローンダリング防止」などの目的から提示をお願いする場合があります。

- 個人・個人事業主のお客さまはなるべくご本人がご来店ください。（ご本人以外が来店された場合、来店された方の本人確認資料や委任状などのほか、池田泉州銀行所定の方法で確認させていただく場合があります。）
- 入力操作が正常に完了した場合でも、ご依頼内容によってはご来店時にお取扱不可となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6

外国送金事前申込サービスご利用時の注意事項

外国送金事前申込サービスのご利用にあたっては、下記の事項についてご注意ください。

- 本サービスは仕向送金の依頼内容を事前に入力できる機能をご提供するものであり、仕向送金のお取扱いをお約束するものではありません。
- 对外発電は送金希望日の翌営業日に行いますが、諸般の事情によりお客さまの送金希望日の翌営業日に対外発信ができない場合がございます。
- 送金希望日および来店希望日は入力日から3営業日目以降の日をご指定ください。お取引内容や繁忙状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 送金資金は送金希望日当日にお支払口座から引き落としします。残高不足などにより引き落としができなかった場合、送金のお取扱いは実施いたしません。
- 依頼人と送金人が同一名義でないお取引はお取扱いできません。
- 入力内容に誤りが多い場合、再度入力を依頼する場合がございます。
- ご送金内容の登録後、お客さまと連絡が取れない場合や池田泉州銀行からのご依頼にに応じていただけない場合は、送金の事前登録を取消させていただきます。

7

池田泉州銀行からの重要なお知らせ

「外国為替及び外国貿易法」に基づき、金融機関には制裁措置（対北朝鮮、対イラン等）に対する確認義務が課せられております。また、米国法規制遵守の観点から「米国 OFAC 規制」に該当しないことを確認しています。つきましては、外国送金事前申込サービスをご利用いただく際には、下記の事項についてご確認ください。なお、承諾事項は法令の改正等により、変更になることがあります。

※外国送金事前申込サービスのご利用にあたっては、以下の「承諾事項」をご確認ください。

※池田泉州銀行は、お客さまが「承諾事項」の内容に事前に同意いただけたものとみなします。

【承諾事項】

■「送金理由」欄に具体的な理由を英語で入力してください。（輸入または仲介貿易取引の決済代金の場合には「具体的な商品名」を入力してください。「MARINE PRODUCTS」、「GENERAL MERCHANDISE」等の抽象的表現、「Etc.」の入力がある場合、お問い合わせさせていただくことがあります。）

■貿易・貿易外にかかわらず、ご依頼いただくすべての仕向送金について、

○外為法（北朝鮮関連規制・イラン関連規制）、および米国 OFAC 規制に抵触しない取引であること。

○受取人/受取人の実質的支配者は北朝鮮に住所等を有する者等ではないこと。

○「許可等」の欄において「許可等」が必要と入力した場合を除き、送金が国連等の経済制裁対象国の住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人、その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他事務所を含む）、またはこれらのものにより実質的に支配されている法人、その他の団体に向けたものではないこと。

をご申告いただくため、

また以下の3点についてご承諾いただくため

○取引内容を確認するために資料の提出・説明を依頼される場合があること。

○取引内容の確認に時間を要する場合があること。

○取引内容によってはお取り扱いができない場合があること。

内容確認時に「確認事項」の同意欄にチェックしてください。

確認事項

確認事項
(CONFIRMATION)

■「外国為替及び外国貿易法に基づく『貿易に関する支払規制』及び『資金使途規制』等への対応について」を確認いたしました。「外国為替及び外国貿易法」、「米国 OFAC」等の規制対象取引に該当しません。
外為法（北朝鮮関連規制・イラン関連規制）、および米国 OFAC 規制に抵触しない取引であることを確認いたしました。
以下の3点について承諾の上、外国送金を依頼されていることを確認いたしました。
① 取引内容を確認するために資料の提出・説明を依頼される場合があります。
② 取引内容の確認に時間を要する場合があります。
③ 取引内容によってはお取り扱いができない場合があります。

同意欄
(AGREEMENT)

☒ 上記内容に同意し、承諾いたします。

■「送金理由」欄に具体的な理由が入力されていないものや、輸入または仲介貿易の場合で「具体的な商品名」の入力がないもの、「原産地および船積地」等が北朝鮮・イラン等 OFAC 規制対象国ではないと確認できないもの、「北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的」「イランの核活動等に寄与する目的または大型通常兵器等に関連する活動等に寄与する目的」で行う送金ではないと確認できないもののお申込は受付できません。

■中国人民元取引については下記の点にご留意ください。

(1) 人民元建て取引をされる場合は、事前に「人民元建て取引念書」を差し入れていただく必要がございます。

(2) 受取人は法人をご指定ください。

(3) 受取人または受益者が、受取銀行または通知銀行で中国人民元決済が可能であることをあらかじめご確認ください。

- (4) 受取人が中国人民元決済に必要な手続きができていない場合、受取が遅延する、もしくは受取ができない場合がございます。

■韓国ウォン取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 送金目的によっては取扱できない場合がありますのでご注意ください。

送金目的	取引制限
貿易取引	制限はありません
貿易外取引	2万米ドル相当額までご利用いただけます。
資本取引	ご利用いただけません。

- (2) 2万米ドル相当額を超える可能性がある送金の場合は、送金目的を確認させていただいております。依頼時に、契約書等のエビデンスを PDF ファイル形式で添付されるか、お取引店へご持参またはFAX下さい。エビデンスでの確認ができない場合は、お受付できない場合があります。
- (3) 受取銀行がKEB ハナ銀行(KEB HANA BANK)以外の場合は、支払手数料負担区分を送金人負担とする事ができません。
- (4) 韓国の祝日は送金希望日等にできません。(原則、翌営業日になります。祝日を指定しても依頼時に注意メッセージが表示されませんのでご注意ください。)
- (5) 金額について小数点以下は使用できません。

■マレーシアリングgit取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 貿易取引に係る送金のみご利用いただけます。
- (2) 送金金額が1万マレーシアリングgit以下の場合、通常より日数を要します。

■フィリピンペソ取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 受取人に指定できるのはフィリピン居住者のみです。

■インドネシアルピア取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 受取人に指定できるのはインドネシア居住者のみです。

■台湾ドル取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 以下について、受取人での手続きが必須のため、完了していることを事前にお客さまにてご確認ください。
- 送金金額が50万台湾ドル以上の場合、エクスチェンジ銀行経由で受取人から中銀宛ての申告書(申報書)の提出が必要です
 - 送金金額が100万米ドル相当以上の場合、上記申告書(申報書)に加えて受取人から送金取引のエビデンス(インボイス等)の提出が必要です
 - 資本送金の場合、上記書類に加え、台湾当局による事前承認書が必要です

■ベトナムドン取引については下記の点にご留意ください。

- (1) 送金目的が貿易取引または出資金のお取引の場合、ご利用いただけます。
- 出資金以外の貿易外取引をご希望の場合、事前にお取引店にご相談ください。

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制上の理由により、池田泉州銀行でお取り扱いができないお取引は以下の通りです。

○お取引の当事者(※)の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている場合

○米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(※) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

あくまでも、上記は例示でありOFAC規制の詳細についてはOFACホームページにて、ご確認ください。<https://ofac.treasury.gov/>